



りそな銀行アジアニュース

2016年10月12日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

外商投資企業の設立及び変更登録管理に関する暫定弁法について

中国商務部は2016年10月8日、「外商投資企業の設立及び変更登録(備案)管理に関する暫定弁法」を發表し、同日に実施となりました。今回の弁法は外資企業に対する規制緩和の一環と見られ、外資企業設立及び変更に関して。従来の許可制から登録制(備案制)に変更となりました。主なポイントは下記の通りです。

	内容
実施範囲	企業の対象範囲:2015年修正した「外商投資企業指導目録」上の制限類と禁止類、並びに奨励類に株式制限と高級管理職に制限のある企業を除く、外資企業に適用します。 地域範囲:全国各省、自治区、直轄市を対象。
登録の手順	登録手続はインターネットで行うことができます。 登録の種類は「設立申報」と「変更申報」の二つであります。 設立の登録は工業行政管理局の営業許可書を取得前から、所得後30日以内の登録が可能。 変更の登録は変更事項発生後30日以内の登録となります。
登録手続きの流れ	登録後、商務局は3営業日以内に登録完了させ、インターネットで通知します。 登録情報に不足がある場合、商務局は同様にインターネットで通知し、15営業日以内に添付情報を再度登録します。 登録完了後、「外商投資企業設立備案回執」或は「外商投資企業変更備案回執」を発行します。
登録の内容	基本情報:企業名、登録住所、企業形態、経営期限、投資業種、業務業種、経営範囲、輸入設備免税範囲の可否、登録資本、投資総額、組織構成、法定代表者、企業実質の最終支配者情報(今回初めて要求)、連絡者及び連絡方法。 投資者関連の登録情報:氏名、国籍、資本金額、出资方式、資本金出資期限、資本金の送金地など 株主並びに合作者権利の変更、合併・分立・撤退、対外担保による譲渡、中外合作者の中に外国側先に投資回収、中外合作企業の経営委託など

今回の制度変更については現時点で実績がありません。工商行政管理局での営業許可書取得手続の具体的な手順等については明らかになっていません。また、各地域政府毎に解釈が異なる可能もあると考えられます。

以上

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載